

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例を廃止する条例（令和4年11月14日京都市条例第18号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家（以下「みさきの家」という。）は、本市の児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、良好な自然環境の下における教育活動を行うための施設として設置していますが、遠方に所在していることから利用に際し長時間を要することが課題であるところ、より利便性が高い京都府内及び近隣府県の施設においてみさきの家と同等の教育活動を行うことができることから、その設置の必要性及び効果が低下したため、これを廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例を廃止する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第18号

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例を廃止する条例

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1教育関連施設の項中「、野外教育センター奥志摩みさきの家」を削る。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)